

—February 2018—

納税の潮

Nouzei no Usio No.181 —



平成29年分

確定申告

申告書には
マイナンバーの
記載が必要です！



医療費控除の提出書類が
簡略化されます

詳しくは 確定申告

検索

申告の際には
マイナンバーの記載+本人確認書類の提示 又は 写しの添付 が必要です
※e-Taxで提出する場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です

申告と納税

所得税および復興特別所得税
贈与税

平成30年
3月15日(木)まで

所得税および復興特別所得税の確定
申告の窓口での相談・申告書の受付は、
平成30年2月16日(金)からです。

消費税および地方消費税
(個人事業者)

平成30年
4月2日(月)まで

確定申告書の作成に当たっては、
「復興特別所得税額」の記載漏れ
のないようご注意ください。

事業税・住民税の申告期限
平成30年3月15日(木)まで

税務署・都道府県・市区町村

総合建設業

ISO9001・14001認証取得

窪田工業株式会社

神戸市垂水区塩屋町4丁目4番12号 電話 (078)751-3882

発行所

公益社団法人須磨納税協会

須磨納税貯蓄組合連合会

平成29年度納税表彰式 優秀ある受彰者



公益社団法人須磨納税協会では、さる11月15日(水)、神戸市立国民宿舎「シーパル須磨」において、平成29年度納税表彰式（須磨税務署・公益社団法人須磨納税協会・須磨納税貯蓄組合連合会の三者共催）が挙行されました。

表彰式では、西神戸県税事務所長、須磨警察署長、垂水警察署長、須磨区長、垂水区長、近畿税理士会須磨支部長、同副支部長、をご来賓としてお迎え、盛大に行われました。本年度の納税表彰を受彰（受贈）された皆さんには、いずれも多年にわたり申告納税制度の普及・発展並びに納税道義の高揚に、きわめて顕著な功績があった方々です。また、表彰式の最後に、平成29年度に募集した「中学生の税に関する作文」の応募審査で、近畿納税貯蓄組合総連合会会長賞を受賞された、神戸市立星陵台中学校の安部さんが作文朗読を行い閉式となりました。

◎平成29年度の受彰(贈)者は、次の方々です。

須磨税務署長表彰

小島 広政（納税協会常任理事）、和田 秀子（女性部）

須磨納税協会会长表彰

植田 光利（納税協会常任理事）、
坂井 幸嗣（納税協会常任理事）、貝塚 一夫（納税協会理事）

須磨納税貯蓄組合連合会会長表彰

梶原 久（須磨酒商納税貯蓄組合長）

MIYAKE

三宅商事株式会社

代表取締役 三宅 隆志

本社 〒654-0034 神戸市須磨区戸政町3-4-5

TEL : 078-731-1494 FAX : 078-731-1473

東京店 〒132-0035 東京都江戸川区平井6-26-8

TEL : 03-3619-7528 FAX : 03-3619-7534

E-mail:info@miyakesyoji.com



特定医療法人 慈恵会

新 須 磨 病 院

理事長 澤 田 勝 寛
病院長

神戸市須磨区磯馴町4丁目1-6 (JR須磨海浜公園駅南100m)

TEL : 078-735-0001(大代表) FAX : 078-735-0721

URL : <http://www.jikeikai-group.or.jp/shinsuma>



新須磨クリニック

健診センター・美容外科

脳ドック・人間ドック・レディースドック

法定健診・特定健診等各種健康診断

神戸市須磨区村雨町5-1-4

TEL: 078-735-1513(予約)・078-735-0010

URL: <http://www.jikeikai-group.or.jp/shinsuma>



須磨税務署からのお知らせ

(アスタくにづか)

須磨・長田税務署の 申告書作成会場は新長田です

須磨区・垂水区内に申告書作成会場はございません。
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

開設場所	開設期間	相談受付時間
アスタくにづか 5番館 南棟2階	平成30年 2月5日(月)~2月15日(木)	(早めに受付を終了させていただく場合があります) 午前9時30分~午後3時
	平成30年 2月16日(金)~3月15日(木)	(早めに受付を終了させていただく場合があります) 午前9時~午後4時
	平成30年 2月18日(日)・2月25日(日)	(早めに受付を終了させていただく場合があります) 午前9時~午後4時

会場は非常に混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。
会場では、原則としてご自分で申告書等の作成やパソコン操作をお願いしております。

会場開設前でも作成済みの申告書は 税務署へ



国税庁ホームページの
「確定申告書等作成コーナー」なら、
パソコンやスマホ・タブレットで
あなたも簡単♪確定申告！

ご不明な点などはまず電話で確認！

【確定申告書等作成】ナ-の操作方法 (全国一律市内通話料金 ナビダイヤル)

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901

【マイナンバーに関するお問い合わせ】

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

【申告内容などのお問い合わせ】

須磨税務署 078-731-4333 ※自動音声でご案内しております。



須磨税務署

Getting Better

よりよく、もっとよくを目指して。

鉄道車両用制御機器、変電所用開閉機器、変圧器周辺機器、
活線浄油機、環境装置、産業用機器などの製造。

株式会社 カコテクノス

本社／神戸市須磨区大田町7-4-2 TEL(078)732-3851

小野工場／小野市北丘町355-16

TEL(0794)62-6411

◎ 医療費控除は領収書の提出が不要となりました！

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“医療費控除の明細書”の添付が必要となりました。

※ 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※ 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注) 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。



◎ 納期限および還付についてのお知らせ

～納付する税金のある方～

【納 期 限】

**所 得 税 及 び
復興特別所得税**

平成30年3月15日(木)

【振 替 日】

平成30年4月20日(金)

**消費 税 及 び 地 方 消 費 税
(個人事業者)**

平成30年4月2日(月)

平成30年4月25日(水)

振替納税をご利用でない方へ

申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんので、金融機関等の納付窓口で納期限までに納付してください。

また、便利で安全な振替納税をご希望の方は、所轄の税務署に「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を納期限までにご提出ください。

振替納税をご利用の方へ

振替納税をご利用の方は、事前に預貯金残高をご確認ください。

なお平成29年1月以降、領収証書の送付を取りやめております。詳細につきましては税務署にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページをご確認ください。

～還付される税金のある方～

還付金のお支払いは、申告書を提出されてから1か月から1か月半程度時間がかかる場合があります。
あらかじめご了承ください。

◎ 確定申告書には確実にマイナンバーの記載を！

社会保障・税番号制度（マイナンバーカード）の導入に伴い、平成28年分以降の申告書には
マイナンバーの記載（納税者本人、控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者）が義務付けられています。
提出する際に、納税者本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。



◎ ダイレクト納付口座の複数利用の開始について

預貯金口座ごとにあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出することで、平成30年1月から、ダイレクト納付の際に利用する預貯金口座を選択することができるようになりました。

これにより、例えば、源泉所得税や法人税など、税金の種類別に異なる預貯金口座を使用して、ダイレクト納付がご利用になります。

ますます便利なダイレクト納付を、この機会に是非ご利用ください。

鮓の増田屋
本店 垂水区日向2丁目5-17 電話 707-0333
JR垂水駅前店 電話 705-0331
平磯店 電話 752-1111

〈救急告示〉医療法人 薫風会

佐野病院

診療科目

- ・内科・消化器系内科・腫瘍内科・内視鏡内科・糖尿病内科・人工透析内科
- ・皮膚科・内視鏡科・消化器外科・腫瘍外科・内視鏡外科・肛門外科・整形外科
- ・リハビリテーション科・婦人科・放射線診断科

TEL 078(785)1000

神戸市垂水区清水が丘2-5-1

・垂水駅から「清水が丘」行きバス終点

・舞子駅から「学園都市」行き西岡橋下車徒歩5分

県税だより 西神戸県税事務所

◆ ◆ ◆ 個人事業税の申告について ◆ ◆ ◆

所得税の確定申告又は市民税・県民税の申告をした場合は、個人事業税の申告があったものとして取り扱われますので、重ねて申告する必要はありません。

ただし、次の場合は別に県税事務所に個人事業税の申告をする必要があります。これらに該当するときで申告しなかった場合は、事業税の各種控除（損失の繰越控除、事業用資産の譲渡損失の控除等）が受けられませんのでご注意ください。

- 法人設立等により、事業を年の途中で廃止した場合 →事業廃止の日から1ヶ月以内
- 事業主の死亡により事業を廃止した場合で、所得税の準確定申告を行っていない場合
→死亡から4ヶ月以内

「住民税・事業税に関する事項」欄の記入について

所得税の確定申告書には、次のような「事業税に関する事項」欄が設けられています。この欄は個人事業税の計算上必要ですから、個人事業税が課税になる事業所得などのある人で、該当する項目がある人は必ず記載してください。

該当事項があるにもかかわらず記載がない場合は、事業税の各種控除措置が受けられませんのでご注意ください。

（所得税の確定申告書B第二表）

○ 稽用（公的年金等以外）、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項						
所得の種類	種別・扣繳品目	収入金額	必要経費等	差額金額	課税	不課税
譲渡所得	売却原単位	1,000,000	1,000,000	0	課税	不課税

○ 住民税・事業税に関する事項						
住民税	扶養親族の氏名	個人番号	誕生日	対象の場合の住所	當初会員登録	
					会員登録	会員登録会員登録

記当に開する住民税の特例	市居住者の特例	記当に開する住民税の特例	記当に開する住民税の特例	記当に開する住民税の特例	記当に開する住民税の特例	記当に開する住民税の特例

- ① 「不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額」欄
● 所得税で青色申告者に認められている「青色申告特別控除」は個人事業税では認められません。青色申告特別控除額を不動産所得から控除した場合は、その金額を記載してください。
- ② 「事業用資産の譲渡損失など」欄
● 事業税が課税される事業に使用していた機械装置、車両運搬具、工具器具備品など事業用資産をその事業に使用しなくなつてから1年以内に譲渡した場合で譲渡損失があれば記載してください。
譲渡益と譲渡損がある場合は損益通算せず、損失額のみ記載してください。
- ③ 「前年中の開（廃）業」欄
● 事業主控除額は年間事業月数により算出することになっていますので、平成29年中に新たに事業を開始した場合、または事業を廃止した場合は、記入欄の「開始・廃止」の該当する文字を○で囲み、その月日を記載してください。

お問い合わせ先

西神戸県税事務所 課税第1課（個人事業税担当） ☎ (078) 737-2373（直通）

NEW LIFE TOMORROW



関兼建設株式会社

神戸市中央区二宮町3丁目11-6 ☎(078)231-1000(代表)

市税だより

**須磨市税事務所
垂水市税事務所**

市県民税の申告は 3月15日（木）まで

今年も申告の時期になりました。市県民税の申告期間は2月1日（木）から3月15日（木）までです。
なお、窓口は大変混雑しますので、できるだけ郵送での提出をお願いします。

郵送申告の送付先…〒653-8575 神戸市行財政局主税部 市県民税申告書 郵送受付の係

【※郵送申告専用の送付先です。送付先住所の記載は不要です。】

★市県民税の申告をしなければならない人

平成30年1月1日現在神戸市内に住所がある人で、平成29年中（平成29年1月1日～同年12月31日）に所得があった人のうち、次に該当する人。

- ① 営業等、農業、不動産、利子、配当、原稿料や生命保険の年金等の所得があった人
- ② 給与所得者で次に該当する人

ア 勤務先から本市に給与支払報告書が提出されていない人

イ 平成29年の中途で退職し、再就職していない人

ウ 給与所得以外に所得のある人（給与所得以外の所得が20万円以下の人には所得税の確定申告は不要ですが、市県民税の申告は必要です）

エ 雜損控除・医療費控除（セルフメディケーション税制を含む）などを受けようとする人

- ③ 配当所得がある人で次に該当する人（金額の多少にかかわりません）

ア 非上場株式等の配当所得がある人（所得税の源泉徴収税率が20%）

イ 上場株式等の配当所得のうち、発行済み株式総数の3%以上を所有する人（所得税の源泉徴収税率が20%）

- ④ 配当割及び株式等譲渡所得割を差し引かれた人で、還付及び税額控除を受けようとする人

※この件で申告をすると扶養親族として認定されなくなる場合や、国民健康保険・介護保険の保険料や医療費の自己負担が高くなる場合がありますので、申告書を提出する際にはご注意ください。

- ⑤ 年金所得者で次に該当する人

ア 年金所得以外に所得のある人

（公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得が20万円以下の人には、所得税の確定申告は不要ですが、市県民税の申告が必要になる場合があります）

イ 市県民税において各種所得控除を受けようとする人

★市県民税の申告をしなくてもよい人

- ① 平成29年分の所得税の確定申告書を提出された人

- ② 平成29年中の所得が給与所得のみの人で、勤務先から本市に給与支払報告書が提出されている人

- ③ 平成29年中の所得が公的年金等に係る所得のみの人で、年金支払者から公的年金等支払報告書が提出されている人

- ④ 平成29年中の所得が35万円×（控除対象配偶者+扶養親族+1）+21万円 以下の

（21万円は控除対象配偶者又は扶養親族のある人に対してのみ加算されます。）

※ただし、所得に関する証明書を必要とされる等の人は、市県民税の申告をお願いします。

固定資産の価格等の縦覧のお知らせ

ご自分の所有する土地または家屋の評価額と比較するために、同一区内に所在する他の土地または家屋の評価額をご覧いただくことができます。

- ① 縦覧期間 平成30年4月2日（月）～5月1日（火）（土曜日・日曜日・祝日を除く）

- ② 縦覧会場 課税されている土地又は家屋が所在する区の市税事務所・北須磨支所

- ③ 縦覧できる帳簿 土地の固定資産税の納税者…所有する土地が所在する区の土地価格等縦覧帳簿
家屋の固定資産税の納税者…所有する家屋が所在する区の家屋価格等縦覧帳簿

- ④ 縦覧できる方 土地又は家屋の固定資産税の納税者

（お願い） ご本人であるかどうかご確認させていただく必要がありますので、運転免許証等ご本人確認ができるものをお持ちください。なお、4月初旬以降は、市税事務所からお送りする「平成30年度固定資産税・都市計画税納税通知書」をお持ちいただければ、お待ちいただく時間を短縮できます。

【お問い合わせ先】

須磨市税事務所（市民税、固定資産税担当） ☎ 731-4341（代） 須磨区総合庁舎 須磨区役所3階

垂水市税事務所（市民税、固定資産税担当） ☎ 708-5151（代） レバンテ垂水2番館 垂水区役所3階

納期のお知らせ 固定資産税・都市計画税 第4期納期限 平成30年2月28日（水）

落ち着いた雰囲気の大小個室（4名～40名）で昼・夜営業しております。季節の厳選素材を贅沢に使つたお料理を、お好みやご予算に合わせてご用意いたします。ご家族、ご友人とご一緒に、また忘年会、新年会、各種会合にご利用ください。（会議室も併設しています）



MENU 昼おまかせ会席

2,500円

特撰純和牛すきやき	3,750円	魚ちら・寄せ鍋	4,200円～
特撰純和牛しゃぶしゃぶ	3,900円		
おまかせ会席	5,000円～		
しゃぶしゃぶ会席	5,800円～		

日本料理

和風苑

TEL 078-732-8210 FAX 078-733-8663

〒654-0046 神戸市須磨区村雨町4丁目1-17
JR「須磨海浜公園」駅下車 徒歩1分

税の相談は 正規の税理士へ

近畿税理士会 須磨支部



支 部 長 長 田 義 博

〒654-0048 神戸市須磨区衣掛町4-1-25 平野ビル301号

電 話 神戸 (078) 735-2131

F A X 神戸 (078) 735-2306

介護付有料老人ホーム

一般型特定施設
入居者生活介護

新須磨病院 のバックアップ体制

利用権方式（神戸市有料老人ホーム設置運営指導指針による表示）

入居時 自立	身の周りの事が自分でできる方 介護が必要になられてもそのままお住まい頂けます	入居者募集中	入居時 要支援・要介護	すでに介護のお世話が必要な方
		エリーネス須磨 前払い金（入居金） 85歳の場合 ▶ 1025万3千円 償却期間 8年 年齢別の入居金となっております。 <small>※その他詳細についてはお問い合わせ下さい。</small> 〒654-0142 神戸市須磨区友が丘7丁目1番地21 老後 皆さんハッピー 0120-65-3738 <small>(078)795-8111(代)</small>	ご見学 体験入居 入居相談 お気軽にお越し下さい！	エリーネス 須磨 前払い金（入居金） ▶ 795万円 償却期間 5年 <small>※その他詳細についてはお問い合わせ下さい。</small> 〒654-0047 神戸市須磨区磯馴町3丁目1番27号 老後 やさしいな 0120-65-8347



就業障がい状態によるリタイアリスクから
会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)

AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。

DAIDO 大同生命保険株式会社
神戸支社/兵庫県神戸市中央区栄町通1-2-7
TEL 078-392-3151

AIG AIG損害保険株式会社
神戸営業支店/兵庫県神戸市中央区小野柄通3-2-22
(富士火災神戸ビル4F) TEL 078-570-4300